

税務カレンダー 6月

主な税務	to do list
<p>6月10日</p> <p>法 個 本年5月分源泉所得税・住民税の納付 (住民税の納期の特例の適用を受けている場合は 前年12月～5月分を納付)</p>	
<p>6月15日</p> <p>個 所得税予定納税額の通知</p>	
<p>6月30日</p> <p>法 本年4月決算法人の法人税等・消費税確定申告 法 本年10月決算法人の法人税等中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間48万円超400万以下の場合> 法 本年10月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間400万円超4800万以下の場合> 法 翌年1月・本年10月・7月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間4,800万円超の場合> 法 本年4月分消費税中間申告(ただし、2月決算法人 については、3月分も合わせて中間申告となる) 個 本年4月分消費税中間申告 個 住民税第1期分の納付(条例による)</p>	